



大山町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和7年3月25日

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 野口 俊明





発 大 監 第 6 1 号

令和 7 年 3 月 2 1 日

大 山 町 長 竹 口 大 紀 様
大山町教育長 鷺 見 寛 幸 様
大山町議会議長 米 本 隆 記 様

大山町監査委員 石 黒 澄 男

大山町監査委員 野 口 俊 明



令和 6 年度定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、下記のとおり監査結果の報告を決定したので提出する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の基準

本監査は、大山町監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査として実施した。

3 監査の期間

令和 7 年 1 月 9 日（木）・ 2 8 日（火）

4 監査の対象

事前に、全課を対象とした令和 5 年度補助金一覧表（資料 1）の作成を依頼し、その中から、補助金交付要綱の範囲で令和 5 年度決算額が約 1,000 万円以上となる補助金等を抽出した。

その補助金等の中から、監査委員の合議により対象となる補助金等を以下のとおり決定した。

5 対象補助金等

補助金等名称	所管課	補助対象者	備考
特色のある学校づくり費補助金	幼児・学校教育課	大山町立小中学校	大山町立学校支援補助金全体で、決算額が1000万円以上となるため対象とした。
地域自主組織育成支援事業補助金	まちづくり課 (企画課)	地域自主組織	
まちづくり活性化交付金	まちづくり課 (企画課)	地域自主組織	決算額は1,000万円以下だが、地域自主組織育成支援事業補助金と関連するため対象とした。
大山町社会福祉協議会補助金	総合福祉課 (福祉介護課)	大山町社会福祉協議会	

※（ ）内は令和5年度の所管課の名称。

6 監査の対象とした所管課

幼児・学校教育課、まちづくり課、総合福祉課

7 監査の着眼点

本監査における着眼点は、以下の3点である。

- (1) 目的に沿って適正で有効かつ効果的に執行されているか。
- (2) 補助金等の成果が実績報告書等から確認できるか。
- (3) 補助金等の交付目的や効果と実績を比較して、見直しをする必要のあるものはないか。

8 監査の方法

所管課から各種補助金等調書（資料2）、補助金等交付要綱、実績報告書（令和5年度実施分）を徴し、提出された書類に基づき所管課から説明を聴取し監査を実施した。

なお、大山町社会福祉協議会補助金については、書類監査のみ実施した。

第2 監査の結果

補助金等に係る監査を実施したところ、おおむね適正に執行されているものと認められ、各種補助金等の対象経費についても確認できた。しかし、一部補助金の目的に沿った経費といえるか留意すべき点が見受けられた。また、実績報告書において補助対象経費が明確でない点も見受けられた。

第3 監査意見

1 特色のある学校づくり費補助金（幼児・学校教育課）

大山町学校支援補助金の各種事業の補助上限が減額傾向の中で、各小中学校で工夫しながら「特色のある学校づくり」を推進されている。

しかしながら、実績報告書において、他の助成対象事業である「生徒活動費補助金」の補助対象経費と思える生徒活動補助事業等が計上されている。また、「校長室椅子」、「紙代」等単なる備品・消耗品の経費も計上されている。「特色のある学校づくり」の目的に沿った経費といえるか、使途について、今一度見直しをされたい。

また、利息の取り扱い等、学校側の補助金の管理の考え方が各学校間で異なっているように見受けられる。補助金の使途を限定するわけではないが、基本的な補助金の管理の方法については各学校間で統一するよう指導されたい。

さらに、補助金の上限額も減少している中で、生徒に一番影響のあるものを対象に財源を充てるべきである。教育委員会と小中学校間で連携をより一層密になるよう努められたい。

2 地域自主組織育成支援事業補助金（まちづくり課）

各地区ごとの地域自主組織において、地区の実情に寄り添いながら地区全体の活性化を図る様々な取り組みが推進されていることを確認した。

一方、実績報告書においては、公課費の有無等、記載項目に組織間で統一がないように見受けられた。また、事業収入という記載があっても内容については記載がない等、収入・支出の内訳や内容が不明確であるように見受けられた。

地域自主組織においては安定的な継続が重要な課題である。使途の明確化のためにも実績報告書の内容を統一するよう努められたい。

3 まちづくり活性化交付金（まちづくり課）

監査意見は、「2 地域自主組織育成支援事業補助金」と同様である。

4 大山町社会福祉協議会補助金（総合福祉課）

地域福祉の発展のための様々な事務事業の実施に必要な経費に対して補助金を交付するものであり、大部分が人件費に対するものである。

また、補助対象事業である「福祉バス運行事業」においては、運転手の確保が事業継続における課題となっていることが確認された。

地域福祉の向上を図るために社会福祉協議会の果たす役割は重要であるので、今後とも安定的な事業運営がなされるよう連携を密にとりながら効果的な補助事務の執行をされたい。

第4 むすびに

今回の監査は、結果的に学校、地域自主組織、社会福祉協議会といった本町においても重要な事業を実施する団体へ交付する補助金等を対象に実施した。

補助対象団体の性質上、当然、補助対象の事業は重要なものであるが、同時に補助金等の交付は町の貴重な財源によって実施されるものである。そのため、補助金等交付要綱を遵守することに加えて、補助対象団体の実施する事業のうち、補助対象経費部分を明確にすべきである。さらには、補助目的との整合性も図っていくべきである。

そのためにも、実績報告書において補助対象経費と対象外経費が明確に分かれているか、補助目的との整合性が取れているかを確認しながら、適正に事務処理を行うよう努められたい。

そして、今後とも補助の必要性を精査しながら、公正・公平な補助金交付となるよう努められたい。

なお、公表に至らない軽微な留意事項等については、その都度所管課職員に口頭で改善を指導した。